

令和6年度 第2回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和6年 5月24日（金）			
開 催 場 所	今帰仁村役場2階 第2会議室			
開 催 日 時	令和6年	5月24日	午後	1時 28分 開 会
	令和6年	5月24日	午後	1時 56分 閉 会
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠席委員番号				
議事録署名委員	3 番	宮嶋 扶喜子	4 番	喜屋武 和徳

日程第1 議事録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 （開 会）	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和6年度 第2回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 （日程第1）	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）

議 長	異議なしと認め、書記には平良 凜香（たいら りんか）さん、議事録署名委員には、3 番 宮嶋 扶喜子（みやじま ふきこ）委員、4 番 喜屋武 和徳（きやん かずのり）委員を指名します。
議 長 （日程第 2）	日程第 2 会期の日程について、本総会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定します。
議 長 （日程第 3）	日程第 3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告 1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて
議 長 （日程第 4）	それでは、日程第 4 議案の宣告をいたします。 議案第 7 号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第 8 号 非農地証明願いについて 議案第 9 号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第 7 号から第 10 号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが 7 件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 1 時 29 分 再開 午後 1 時 36 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。

	続きまして、議案第7号「農用地利用集積計画の意見決定について」議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第7号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の議案書 1 ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) 2 ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が3名、利用権の設定等をする者、貸付人が3名です。 設定筆数は計4筆、合計面積20,911㎡。使用貸借が3筆、賃貸借1筆となっています。なお、詳細についてはお目通し下さい。 続いて、3 ページから4 ページをお開き下さい。所有権移転関係について説明致します。 譲受人1名、譲渡人1名、所有権移転20筆、合計面積10,730㎡、すべて売買となっております。こちらも詳細についてはお目通し下さい 事務局としましては、従事日数、全部効率利用、地域調和等各要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議長	議案第7号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第7号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第8号「非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局	それでは、私のほうから議案第 8 号「非農地証明願について」説明いたします。 お手元の議案書 5 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 8 号「非農地証明願について」内容を説明) 以上です。
議長	ただ今、事務局の説明がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議長	議案第 8 号「非農地証明願について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第 8 号「非農地証明願について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第 9 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。こちらは議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番との同時申請になっておりますので、併せて説明したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第 9 号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について説明いたします。 お手元の議案書 6 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 9 号「農地転用事業計画変更承認申請について」内容を説明) 続きまして、お手元の議案書 7 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申

		請について」整理番号1番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第9号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第9号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和6年5月16日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第9号「農地転用事業計画変更承認申請について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第9号「農地転用事業計画変更承認申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請に

	ついて」整理番号２番から５番を議題とします。なお、本議案には５番 大城 正和（おおしろ まさかず）委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案は分けて審議・採決します。整理番号２番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから、議案第１０号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について説明いたします。 （議案書に基づいて議案第１０号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について内容を説明） 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。 以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました議案第１０号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委員	議案第１０号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番については、令和６年５月１６日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。
	（質疑なし）
議長	議案第１０号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	議案第１０号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番については異議なしと認め、可決決定いたします。

	続きまして議案第１０号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について審議したいと思います。大城 正和（おおしろ まさかず）委員は退席をお願いします。 （大城 正和委員退席） 大城 正和委員が退席されましたので、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから、議案第１０号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について説明いたします。 （議案書に基づいて議案第１０号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について内容を説明） 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。 以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました議案第１０号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委員	議案第１０号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番については、令和６年５月１６日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。
	（質疑なし）
議長	議案第１０号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）

議 長	議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番については異議なしと認め、可決決定いたします。 議事が終了しましたので、大城委員に対する議事参与の制限を解除いたします。 (大城 正和委員 着席) 続きまして議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。 以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番については、令和 6 年 5 月 16 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	(質疑なし)

議	長	議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは私のほうから、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番については、令和6年5月16日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について、異議はございませんか。

[illegible]